

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都都市計画審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	都市計画法第77条、東京都都市計画審議会条例
設置年月日	昭和44年6月14日
機関の目的 ・所掌内容	都市計画法により、その権限に属された事項を調査審議し及び都知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。
委員数	31人 (うち、女性委員数 5人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする理由	会議において取り扱う情報が、個人情報などを含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする理由	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7号各号に該当するとき。
備考	委員数について、一部委員の辞職に伴い改選中のため、4月1日時点では31名であるが、改選後は33名となる。
HPのURL	<a href="https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku/shingikai/">https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku/shingikai/</a>
問い合わせ先	都市整備局都市づくり政策部都市計画課 電話番号：03-5388-3225 FAX番号：03-5388-1351